

吹田市営住宅条例の一部改正の骨子案

1 趣旨

令和4年(2022年)3月31日に、(仮称)岸部中住宅統合建替事業における建設工事が完了いたしましたので、岸部中住宅の名称及び位置の変更等を行うとともに、迷惑行為を行う者に対して明渡しを請求できる条項を追加するため、吹田市営住宅条例を改正するものです。

2 改正内容

(1) 市営住宅の名称及び位置の変更等

ア 吹田市営岸部北住宅を統合建替えに伴い廃止します。

イ 吹田市営岸部中住宅の一部(岸部中2丁目8番に位置するもの)を統合建替えに伴い廃止します。

ウ 吹田市営岸部中住宅の一部(岸部中1丁目10番に位置するもの)について、統合建替えに伴い位置を変更するとともに、その名称を吹田市営岸部中南住宅に変更します。

エ 吹田市営岸部中住宅の一部(岸部中1丁目12番に位置するもの)の名称を吹田市営岸部中西住宅に変更します。

オ 吹田市営岸部中住宅の一部(岸部中1丁目26番に位置するもの)の名称を吹田市営岸部中東住宅に変更します。

(2) 迷惑行為を行う者への明渡し請求

他の住民の生活環境に影響がある迷惑行為を行う者に対して明渡しを請求できることとします。

3 施行予定年月日

公布の日(9月定例会に条例案を提出することを予定しています。)